

「新潟市自治会長等永年勤続表彰基準」事務取扱要領

1 事務取扱要領の趣旨

この要領は、「新潟市自治会長等永年勤続表彰基準」(以下「基準」という。)の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

2 基準の実施運用に必要な説明および留意事項

項 目 等	説 明
1 表彰 自治会長・町内会長	<ul style="list-style-type: none">自治会・町内会の連合組織は含まない。
2 在任期間等の計算	<ul style="list-style-type: none">(3)について、住所異動や自治会・町内会の廃置分合等により、別々の自治会・町内会において会長に就任した場合も、在任期間を通算する。ただし、この取扱は本人等の申し出により事情を把握・確認できる場合に適用するのであって、市が積極的に該当者の検索等を行うことを意味しない。
3 表彰式及び表彰の伝達	<ul style="list-style-type: none">表彰式及び表彰の伝達については、区ごとに実施することとし、開催・実施形式は区が定める。感謝状に記載する被表彰者の氏名等は、被表彰者の申し出・了解による字形・表記を用いる。このとき、感謝状は各種証明書には当たらないことに留意する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。